

東浦町社会活動事故判定委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町社会活動事故判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会に諮る事項)

第2条 委員会に諮る事項は、次に定めるところによる。

(1)賠償責任事故に係る社会活動中の事故の認定及び事実関係の審査に関すること。

(2)障害事故に係る社会活動中の事故の認定及び事実関係の審査に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1)副町長

(2)東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には副町長、副委員長には住民協働に関する事務を所掌する部の長をもって充てる。

3 委員長は委員会を総理し、委員会の議長を務める。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。